

# 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

付属書一(第二章(物品の貿易)関係)第二・四条(関税の撤廃又は引下げ)の規定に関する表

## 第一節 日本国の表についての注釈

1 第二・四条(物品の貿易—関税の撤廃又は引下げ)の規定の適用に当たっては、次節(日本国の表)の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

…(略)…

(v)表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

## 第二節 日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
10・06	…(略)… <b>米</b> …(略)…		<b>X</b>	

## 日本がこれまで結んだEPAの除外規定について

相手国・地域	発効年月	除外規定	主な除外品目
シンガポール	2002年11月	(譲許しない品目)	米麦、牛肉、豚肉、砂糖、でん粉
メキシコ	2005年4月	あり	米麦、でん粉
マレーシア	2006年7月	あり	米麦、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖
チリ	2007年9月	あり	米麦、でん粉、砂糖
タイ	2007年11月	あり	米麦、牛肉
インドネシア	2008年7月	あり	米麦、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖
ブルネイ	2008年7月	あり	米麦、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖
ASEAN	2008年12月	あり	米麦、牛肉、豚肉、砂糖、でん粉
フィリピン	2008年12月	あり	米麦
スイス	2009年9月	あり	米麦、牛肉、豚肉、砂糖、でん粉
ベトナム	2009年10月	あり	米麦、牛肉、豚肉、砂糖、でん粉
インド	2011年8月	あり	米麦、乳製品、牛肉、豚肉、砂糖、でん粉
ペルー	2012年3月	あり	米麦、乳製品、牛肉、砂糖、でん粉
オーストラリア	2015年1月	あり	米